明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件の一部を改正する件（金融庁・法務三）　一
○補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件の一部を改正した件（経済産業二三三）

〔公　告〕
諸事項
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　六
特殊法人等
独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　三五
地方公共団体
行旅死亡人関係　三七
会社その他
会社決算公告

告示

○金融庁・法務省告示第三号

社債等登録法施行令（昭和十七年勅令第四百九号）第一条第一項（同令第十二条において準用する場合を含む。）の会社並びに社債等登録法施行規則（昭和十七年大蔵省令第一号）第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件（昭和十七年四月大蔵省・司法省告示第一号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月八日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　平岡　秀夫

二中「オリックス信託銀行株式会社　東京都中央区日本橋兜町　オリックス信託銀行株式会社本店」を「オリックス銀行株式会社　東京都港区芝三丁目　オリックス銀行株式会社本店」に改める。

○経済産業省告示第二百三十三号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十三年八月通商産業省告示第三百六十号（補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間を定める件）の一部を次のように改正したので告示する。

平成二十三年十二月八日

経済産業大臣　枝野　幸男

別表第一号の補助金等の名称欄を次のように改める。

「
アスベスト代替化対策事業費補助金
アセアン産業構造高度化事業費補助金
インフラ・システム輸出等促進事業費補助金
エネルギー使用合理化事業者支援補助金（民間団体等分に限る。）
エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助金（エネルギー使用合理化設備導入促進指導事業費補助に係るものに限る。）
沖縄特別振興対策事業費補助金
沖縄北部活性化特別振興事業費補助金
沖縄北部特別振興対策事業費補助金
温排水影響調査交付金
海外技術研修協力等事業費補助金
海外技術者受入等研修事業費補助金
海外鉱物資源基礎調査費補助金
海外コンサルティング振興事業費補助金
海外産業協力事業費補助金
海外情報提供等事業費補助金
海外地質構造調査費等補助金
海外中小企業技術協力費補助金
海外投資及開発輸入促進費補助金
外国人研修・技能実習制度適正化指導事業費補助金
化学物質安全対策費補助金
革新的低炭素技術集約産業国内立地推進事業費補助金